

(8) 基本協定書 (写)



(写)

次期中間処理施設整備事業の施行に関する基本協定書

吉田区(以下「甲」という。)と印西地区環境整備事業組合(以下「乙」という。)は、次期中間処理施設整備事業(以下「事業」という。)の施行に関して、以下の事項について確認し、ここに基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が吉田地区(応募のあった印西市吉田546番、他32筆の土地)を建設候補地として決定したことを確認し、両者の役割等について必要な事項を定めるものとする。

(甲の役割)

第2条 甲は、事業が円滑に推進するよう協力するものとする。

(乙の役割)

第3条 乙は、事業が円滑に推進するよう最善を尽くすものとする。

(施設整備)

第4条 甲及び乙は、施設整備基本計画検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する施設整備の基本計画を決定するものとする。

(地域振興)

第5条 甲及び乙は、地域振興策検討委員会による答申を踏まえ、協議のうえ両者が合意する地域振興策を決定するものとする。

(疑義等の協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月3日

甲 名称 吉田区
代表者 区長 大谷 芳



乙 所在地 印西市大塚一丁目1番地
名称 印西地区環境整備事業組
代表者 管理者 板倉 正



